

第2 公共職業安定所における職業紹介等の概況

公共職業安定所における職業紹介等の概況	説明図表番号
<p>1 最近の雇用・就業の動向</p> <p>我が国の雇用失業情勢は、平成20年秋以降の世界的な景気後退の影響を受けて急速に悪化し、厚生労働省発表の「一般職業紹介状況」(注1)によると、21年7月、8月、9月及び11月の有効求人倍率(季節調整値。新規学卒者を除きパートタイムを含む。以下同じ。)(注2)は、いずれも昭和38年以降最も低い0.43倍(求職者100人当たり43人分の求人が安定所に登録)を記録した。直近の雇用失業情勢をみると、平成23年9月の有効求人倍率は0.67倍となっており、前年同月比(22年9月は0.55倍)で0.12ポイント上昇しており、一定の改善がみられる。同じく就職率(注3)をみると、30.7%と前年同月比で2.4ポイント上昇しているが、充足率(注4)は、27.6%と前年同月比で3.3ポイント低下している。</p> <p>また、総務省発表の「労働力調査」の結果によると、平成23年9月の完全失業率(注5)は4.1%であり、前月に比べて0.2ポイント低下しているが、雇用失業情勢は、一部に持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況となっている。</p> <p>(就職率と充足率との関係)</p> <p>一般的に景気が好況の時には、求職者数の伸びよりも求人数の伸びが大きくなることから求人倍率が上昇する。また、求人数が増えると求職者数がよほど減らない限り就職件数が伸び、その就職件数と求職申込件数との割合である就職率は高くなる半面、就職件数と伸びが大きい求人数との割合である充足率は低くなる傾向にある。求職申込件数と求人数は景気動向に大きく左右される要素であり、その増減にかかわらず、就職率と充足率との双方を向上させるには就職数をいかに増やすかが重要となっている。</p> <p>就職率及び充足率については、平成14年1月から23年9月までの期間で見ると、就職率は23.9%から33.2%、充足率は20.1%から35.1%の幅で増減を繰り返しており、いずれも高くとも3割台となっている。</p> <p>(未充足の原因)</p> <p>安定所で受け付けた求人の約7割は、求職者の増減にかかわらず未充足のまま失効しており、いわゆる雇用のミスマッチが生じている。</p> <p>雇用のミスマッチについては、様々な発生要因が考えられるが、主なものとして、次のとおり、職種、求人(採用)条件、求職者の資質などの不一致が挙げられる。</p> <p>① 職種の不一致</p> <p>職業は大分類、中分類、小分類、細分類に区分され、大分類では9分類(専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業、サービスの職業、保安の職業、</p>	<p>図表I-①</p> <p>図表I-②</p> <p>図表I-③</p> <p>図表I-④</p> <p>図表I-⑤</p>

農林漁業の職業、運輸・通信の職業、生産工程・労務の職業)に区分される。平成22年度の実績をみると、求職者に人気のある職業は生産工程・労務の職業や事務的職業でそれぞれ約200万件の新規求職申込件数があるが、有効求人倍率は事務的職業で0.19倍、生産工程・労務の職業で0.37倍と求職者数に比べ求人数が大幅に少ないものとなっている。一方、保安の職業、サービスの職業及び専門的・技術的職業の求職申込者はさほど多くないが、有効求人倍率はそれぞれ2.26倍、1.12倍、1.08倍と求人数の方が多くなっている。

また、例えば事務的職業では、求人46.3%が充足しているが、求職者にとっては、就職率18.3%と9分類中最も低く、逆に保安の職業では、就職率が87.3%と高いものの、充足率は27.2%となっている。

② 求人(採用)条件の不一致

採用条件の違いによる充足可能性の高低をみると、正社員での雇用、書類選考のない選考方法、残業時間が短いもの(月に1時間から9時間まで)、昇給賞与があるといった条件の求人の充足率が高い傾向となっており、求職者の望む条件と求人者が求める条件が必ずしも一致しない場合がある。

図表 I-⑥

③ 求職者の資質に関する不一致

すぐに充足させたいと考えている求人者が重視する求職者の資質は、専門知識・技術・資格を持った経験者で、コミュニケーション能力のある積極性のある人材とするものが多く、限られた求職者から採用者を探す傾向が伺える。一方、一般常識や教養を備えた健康的で体力のある、協調性、忍耐力に優れた人材という比較的多くの求職者が有する資質を重視するものは、適当な人材が見つかるまでじっくり探したいと考えている求人者に多い傾向がみられる。

図表 I-⑦

(注1) 一般職業紹介状況：公共職業安定所(ハローワーク)における求人、求職、就職の状況を取りまとめ、求人倍率などの指標を作成し、毎月公表している業務統計。

(注2) 有効求人倍率：有効求職者数(注6)に対する有効求人数(注7)の割合。

(注3) 就職率：求職者に対する就職件数の割合。「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して算出したもの。

(注4) 充足率：求人数に対する充足された求人の割合。「充足数」(全国計では「就職件数」と同数)を「新規求人数」で除して算出したもの。

(注5) 完全失業率：労働力人口(15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの)に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、①仕事がなく調査期間中に少しも仕事をせず(就業者ではない)、かつ、②仕事があればすぐ就くことができ、かつ、③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。)者を指す。就業者とは、従業者と休業者を合わせた者を指す。

(注6) 有効求職者数：前月から繰越された求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者)と当月の新規求職申込件数(注8)の合計を指す。

(注7) 有効求人数：前月から繰越された有効求人数(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の新規求人数(注9)の合計。

(注8) 新規求職申込件数：期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。

(注9) 新規求人数：期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。

2 公共職業安定所業務の概要

(1) 公共職業安定所の業務

公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号。以下「安定法」という。）第 8 条に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕することとされている。

このうち、職業紹介は、「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」（安定法第 4 条第 1 項）とされている。

安定所における職業紹介業務の具体的な取扱いについては、「一般職業紹介業務取扱要領」（平成 16 年 11 月 1 日付け職発第 1101001 号別添。以下「紹介要領」という。）に定められており、職業紹介は、労働者の職業選択の自由と事業主の雇入れの自由を前提として、求職者と求人者の間に立って、雇用関係の成立をあっせんするものであり、安定所は、次の原則に基づいて職業紹介を行わなければならないとされている。

① 自由の原則

職業紹介にあつては、求職者は紹介された職業に就くことを強制されるものではなく、求人者も紹介された求職者を雇い入れることを強制されるものではない（安定法第 2 条、第 5 条の 5、第 5 条の 6、職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）第 3 条関連）。

この自由の原則の中で、求職者が適職に就く機会及び求人者が必要な労働力を確保する機会をより多く提供するためには、安定所はできるだけ多くの求人・求職者の利用を確保するよう努めなければならない。

② 適格紹介の原則

安定所が行う職業紹介は、人と職業との結合の観点に立って、求職者に対しその能力に適合する職業を紹介するとともに、求人者に対してその雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めなければならない（安定法第 5 条の 7）。

③ 公益の原則

公共の機関である安定所が行う職業紹介は、求職者又は求人者の一方の利益に偏ることなく行わなければならない（安定法第 5 条第 3 号関連）。

④ 均等待遇の原則

人と職業との結合は、その労働能力に基づいて行われるべきものであり、安定所の職業紹介は、労働能力以外の理由（人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等）でその取扱いを差別してはならない（安定法第 3 条関連）。

⑤ 中立の原則

公正な労働関係の維持を図るために、安定所は、労使に対して中立の立場を維持しなければならない。中でも労働争議の場合に求職者を紹介することは労働争

図表 I-⑧

議そのものを無意味にするか、又は一方を援助することになるので、安定所は労働争議の自主的な解決を妨げるような求人申込みに対して求職者を紹介してはならない（安定法第 20 条）。

⑥ 労働条件等明示の原則

職業紹介に当たり、労働条件等を明示することは、労働者の保護、就職後の紛争回避及び労働者の職場適応と能力発揮のためにも必要なことであり、また、求人者が最も適格な労働者を得るためにも必要なことである。

このため安定所は、職業紹介を行うに当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間、その他の労働条件を明示しなければならない（安定法第 5 条の 3 第 1 項）とされ、求人者は、求人の申込みに当たり、求職者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を安定所に明示しなければならないこととされている（安定法第 5 条の 3 第 2 項）。

(2) 職業紹介業務の概要

安定所による職業紹介業務は、おおむね、次の①から⑤までのような流れで実施されており、各種業務の具体的な取扱いについては紹介要領に規定されている。

- ① 求職〔求人〕申込受理
- ② 職業相談・求人検索〔求人事業所訪問・条件緩和指導等〕
- ③ 職業紹介
- ④ 採否確認
- ⑤ （不採用の場合）求職者〔求人事業所〕へのフォローアップ

（注）〔 〕内は求人者への対応を示す。

(3) ハローワークシステムによる職業紹介業務の電算処理

安定所は、職業紹介業務の処理時間の短縮、安定所間等の情報交換の迅速化・容易化等を図るために、昭和 63 年 6 月から「総合的雇用情報システム」（平成 23 年度から「ハローワークシステム」に移行）を運用している。

ハローワークシステムでは、求人・求職申込みの受理、職業紹介、被保険者資格取得・喪失の確認、失業の認定、各種助成金の支給等の各種業務を処理することができるほか、各安定所で受理・記録した求人・求職申込みの内容（求人票、求職票、各種管理情報）や職業相談等の内容については、入力又は更新処理を行った安定所以外の安定所からも閲覧することが可能となっている。

また、ハローワークシステムへの情報の入力処理（求人申込書、求職申込書の入力）に当たっては、一部の項目について、入力内容の整合性チェック等（性別欄の「男」及び「女」の両方にチェックが入っていないか、全ての曜日が休日となっていないか等）が自動で行われる。

さらに、各安定所には、求職者が自ら、自身の希望する条件に合う求人を検索することができる求人検索端末が設置されており、平成 23 年 4 月からは、どの安定

所においても日本全国の求人を検索することができるようになっている。

3 安定所以外の職業紹介事業による需給調整と都道府県労働局等の指導

(1) 安定所以外の職業紹介事業

安定所が行う職業紹介業務のほか、安定法では、地方公共団体や民間団体等が行う有料又は無料の職業紹介事業について定められている。これらの事業を行う場合は、同法に基づき、厚生労働大臣の許可（有料職業紹介事業及び一部の無料職業紹介事業）又は届出（一部の無料職業紹介事業）が必要となる。職業紹介事業については、平成 15 年の安定法改正により、民間事業者や地方公共団体による参入規制が緩和され、21 年度における全国の有料職業紹介事業所数は 17,823 事業所（対前年度比 0.7%増）、無料職業紹介事業所数（国及び地方公共団体によるものを除く。）は 701 事業所（対前年度比 3.2%増）、地方公共団体による無料職業紹介事業所数は 142 団体（40 都道府県 1 区 58 市 38 町 4 村 1 組合）の 284 事業所（対前年度比 25.1%増）となっており、近年は増加傾向で推移している。

(2) 安定所と安定所以外の職業紹介事業の利用状況

厚生労働省の平成 21 年度雇用動向調査によると、入職経路（注 10）で最も多いものは広告（注 11）の利用で 31.6%、以下、縁故・出向の 26.8%、安定所利用の 22.2%、その他（商工会議所、地方公共団体の広報、地方公共団体の職業紹介等）の 12.5%、民営職業紹介所利用の 2.1%などの順となっており、安定所を利用して就職する者は全体の 2 割強に過ぎない。

また、中小零細企業ほど安定所経由で採用する従業員の割合が大きく、反対に大企業ほど新聞・雑誌・チラシ・インターネット等の広告経由で採用する従業員の割合が大きい。

（注 10）事業所が新たに採用した常用労働者が、当該事業所に入職（就職）する際によった経路。

（注 11）広告：新聞、雑誌（求人情報誌を含む。）、チラシ、はり紙、折込広告、テレビ・ラジオなどの募集広告やインターネット・パソコン通信上の求人情報を指す。

(3) 民間の求人情報提供事業者に対する都道府県労働局及び安定所の指導

入職経路で最も多く占めるものは広告の利用であるが、こうした求人情報の提供を業とする民間事業者は、安定法第 42 条により、「当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募集に応じようとする労働者に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用いる等その的確な表示に努めなければならない」とされている。

また、求人広告等の掲載の依頼主である求人者及び職業紹介事業者については、安定法第 5 条の 3（労働条件等の明示）、雇用対策法（昭和 41 年法律第 132 号。以下「対策法」という。）第 10 条（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）、同法第 14 条（求人者に対する指導）等の規定が適用され、都道府県

図表 I-⑨

労働局（以下「労働局」という。）及び安定所が必要な指導を行うこととされている。

なお、虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者等については、安定法第 65 条第 8 号により、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金を課すこととされている。

さらに、厚生労働省は、労働力需給調整市場に適正かつ信頼できる求人情報を提供する観点から、求人情報誌等の求人広告掲載内容のチェックなどを内容とする、求人情報提供事業指導援助事業を実施している。

4 調査対象安定所における職業紹介等

(1) 求人・求職者の動向、就職率、充足率等

今回、当省において、11 労働局（北海道、宮城、東京、埼玉、長野、愛知、大阪、広島、香川、福岡及び沖縄。以下「調査対象労働局」という。）及びこれら管内の 31 安定所（札幌、千歳、室蘭、仙台、塩釜、気仙沼、飯田橋、足立、三鷹、川口、大宮、川越、長野、松本、名古屋中、豊橋、刈谷、梅田、堺、茨木、広島東、福山、可部、高松、丸亀、観音寺、福岡東、大牟田、久留米、那覇及び沖縄。以下「調査対象安定所」という。）を対象に平成 22 年度の職業紹介状況（パートタイムを含む常用雇用）を調査したところ、次表のような状況である。

図表 I-⑩

表 調査対象安定所における職業紹介状況（平成 22 年度）

区分	調査対象安定所全体	安定所別	
		最多(最高)	最少(最低)
新規求人数	945,201 人 (全国計に占める割合 14.8%)	141,375 人 (飯田橋安定所)	3,956 人 (気仙沼安定所)
有効求人数	2,421,311 人 (同 15.0%)	—	—
新規求職申込件数	845,596 件 (同 11.3%)	61,390 件 (仙台安定所)	5,001 件 (気仙沼安定所)
有効求職者数	3,725,518 人 (同 11.8%)	—	—
有効求人倍率	0.65 倍 (全国平均 0.51 倍)	2.54 倍 (飯田橋安定所)	0.27 倍 (可部安定所)
就職件数	181,098 件 (全国計に占める割合 9.4%)	—	—
充足数	255,661 件 (同 13.3%)	—	—
就職率	21.4% (同 25.6%)	37.8% (観音寺安定所)	11.5% (那覇安定所)
充足率	27.0% (同 30.0%)	44.2% (大牟田安定所)	18.2% (三鷹安定所)

また、厚生労働省は、毎年度、各労働局及び安定所ごとに目標値を設定し、PDCAサイクルによる管理を行うものとして、各労働局及び安定所ごとの地方計画策定項目を指定している。

平成 22 年度の調査対象労働局等における目標値として設定された就職率及び求人充足率の達成状況をみると、次表のとおり、就職率では 5 労働局 18 安定所が達成しているが、求人充足率では 1 労働局 4 安定所にとどまり、就職率及び求人充足率ともに達成できているものは 3 安定所（塩釜、刈谷、可部）となっている。

表 調査対象安定所における職業紹介に係る目標達成状況（平成 22 年度）

目標の項目	目標達成	目標達成せず
就職率 (参考:全国目標 26%以上)	【労働局】 北海道・埼玉・長野・広島・香川 (計5労働局) 【安定所】 札幌・室蘭・塩釜・気仙沼・三鷹・大宮・川越・長野・松本・刈谷・広島東・福山・可部・丸亀・観音寺・福岡東・大牟田・久留米 (計18安定所)	【労働局】 宮城・東京・愛知・大阪・福岡・沖縄 (計6労働局) 【安定所】 千歳・仙台・飯田橋・足立・川口・名古屋中・豊橋・梅田・堺・茨木・高松・那覇・沖縄 (計13安定所)
求人充足率 (同 31%以上)	【労働局】 東京 (計1労働局) 【安定所】 塩釜・飯田橋・刈谷・可部 (計4安定所)	【労働局】 北海道・宮城・埼玉・長野・愛知・大阪・広島・香川・福岡・沖縄 (計10労働局) 【安定所】 札幌・千歳・室蘭・仙台・気仙沼・足立・三鷹・川口・大宮・川越・長野・松本・名古屋中・豊橋・梅田・堺・茨木・広島東・福山・高松・丸亀・観音寺・福岡東・大牟田・久留米・那覇・沖縄 (計27安定所)

図表 I-⑫

(2) 調査対象安定所の職業紹介業務の実施体制

厚生労働省は、行政改革の流れの中で、業務の効率化に取り組むとともに、安定所の再編整理を進めている。定員が削減されるとともに、安定所について再編整理を積極的に進めることとされており、近年、安定所の体制について見直しを図ってきている。

安定所は、平成 23 年 8 月現在、全国に 545 か所（本所 437 か所、出張所 95 か所、分室 13 か所）設置されているが、一方で安定所の再編により統廃合の対象となる安定所が所在する地方公共団体については、地方公共団体の希望に基づき「ふるさとハローワーク（市町村連携型）」（注 13）を設置しており、23 年 7 月現在、全国に 127 か所設置されている。

（注 12） 職業安定組織については、国の各地理的區域について十分な数であって労使にとって便利な位置にある地区職業安定機関の網状組織（ネットワーク）から成る旨、国際労働機関（ILO）第 88 号条約第 3 条に規定。

（注 13） 国と地方公共団体が共同で地域の実情に応じた雇用対策を積極的に実施するため、ハローワークの職業紹介機能と都道府県等が講ずる就業支援施策とを共同で提供す

図表 I-⑬、⑭

る拠点として「ふるさとハローワーク」を整備する事業であり、都道府県等連携型と市町村連携型の2種類がある。

また、職員の定員が年々減少する中、職業相談等の窓口業務や求人開拓業務を担う職員として非常勤の相談員（注14）を増員し、各労働局及び各安定所に配置している。

（注14）相談員には、適正な職業選択及び就職後における職場への適応について求職者の相談に応じる職業相談員や、管内の事業所への電話、訪問等により求人開拓を行う求人開拓推進員などがあり、職務内容や委嘱要件等はそれぞれの設置要綱・要領等に規定されている。

特に、平成20年度から21年度にかけては、リーマンショック以降の雇用情勢の悪化に伴い、求職者の急増による窓口の混雑緩和に対応するための職業相談員を1,357人増員するとともに、求人の急減による総量確保に対応するための求人開拓推進員を1,215人増員するなど、相談員全体で約6,000人を増員している。このため、平成22年度では職業紹介業務に従事する職員等のうち正規職員5,748人に対し相談員は13,386人と2倍強の規模となっている。

調査対象安定所における平成22年度の職業紹介業務の体制（求人部門及び職業相談（紹介）部門）をみると、常勤職員及び各種相談員を合わせた人数が最も大きい安定所は仙台安定所と名古屋中安定所の266人、最も小さい安定所は気仙沼安定所の12人となっている。

さらに、求人部門及び職業相談（紹介）部門別の業務量（22年度）をそれぞれの部門に配置されている職員（各種相談員を含む）1人当たりで比較すると、①求人部門の1人当たり新規求人数で3.6倍（室蘭安定所913人/人から梅田安定所3,300人/人）、同じく雇用保険適用事業所数で4.4倍（室蘭安定所231所/人から梅田安定所1,020所/人）、②職業相談（紹介）部門の1人当たり新規求職者数で2.6倍（仙台安定所306人/人から川口安定所804人/人）、同じく職業紹介件数で4.2倍（沖縄安定所449件/人から茨木安定所1,867件/人）の差が生じている。

5 東日本大震災被災者に係る職業紹介の取扱い

厚生労働省は、東日本大震災の発生を受け、被災者に対する雇用に関する支援を講じるため、「東日本大震災被災者に係る職業紹介の留意事項」（平成23年4月5日付け職首発0405第1号職業安定局首席職業指導官通知別添。以下「紹介留意事項通知」という。）を定め、労働局に対して徹底を図るよう通知している。

この紹介留意事項通知では、特に、現在の本人の状況（現在の住所・居所、離職等の状況）及び求職希望条件（希望勤務地、遠隔地就職の場合の条件、住居確保の必要性）の確認を行うとともに、丁寧な職業相談を行うこととされている。また、確認された内容については、求職申込書（求職票）の所定欄に付記するか、ハローワークシステムの求職管理情報（注15）に記録することとされている。

図表 I-⑮

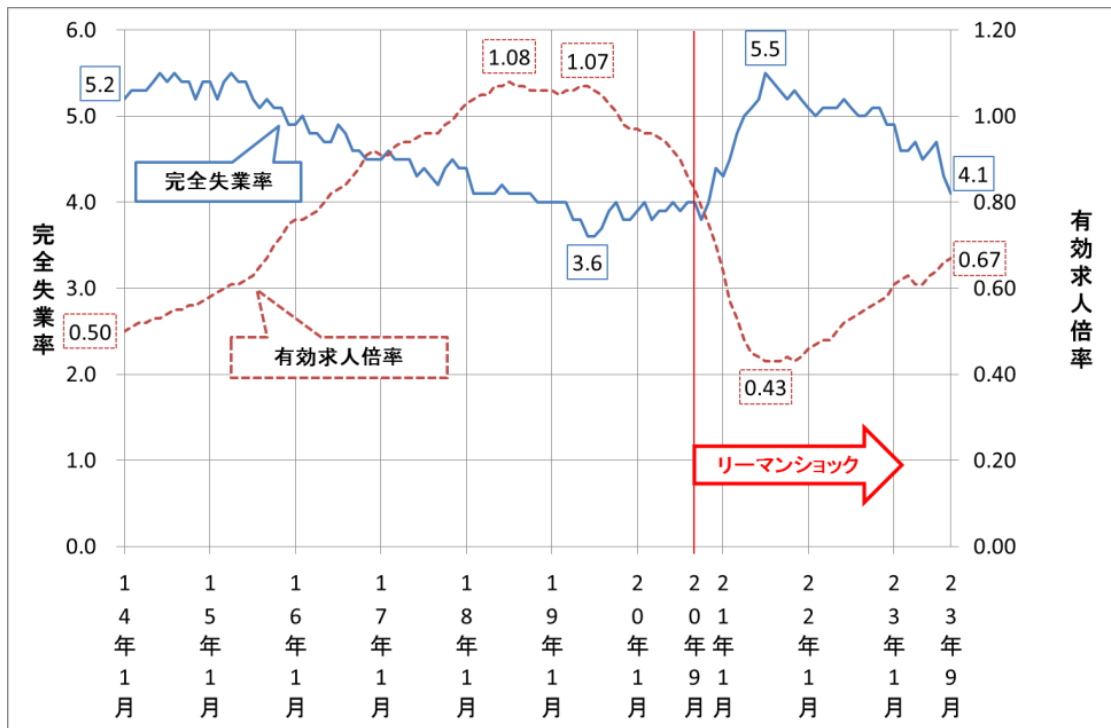
また、紹介留意事項通知では、被災者である求職者に係る広域職業紹介（後述第3-1-(2)「求人・求職者のニーズや状況に応じた効果的かつ的確な職業紹介業務の推進」参照）の留意事項も定めており、i) 被災地域の安定所において、被災地域以外の地域の求人を検索し職業紹介を行う、ii) 被災者である求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が被災地域の安定所に対して充足依頼を行う等の広域的な職業紹介を積極的に実施することとされている。

同通知は、被災地及び被災地の近隣地域ではない地域において避難や住居移転をした被災者が求職申込みを行う場合や、被災者を優先的に雇入れようとする求人申込みが行われる場合も想定するなど、安定所の全国ネットワークを生かした広域的な対応を求めるものとなっている。

このように、被災者に対する職業紹介の実施に当たっても、求職ニーズの把握を始めとした基本業務の徹底や労働市場に関する情報提供、広域職業紹介、必要な求人開拓の実施などの業務を重点的かつ効果的に進めることが重要となっている。

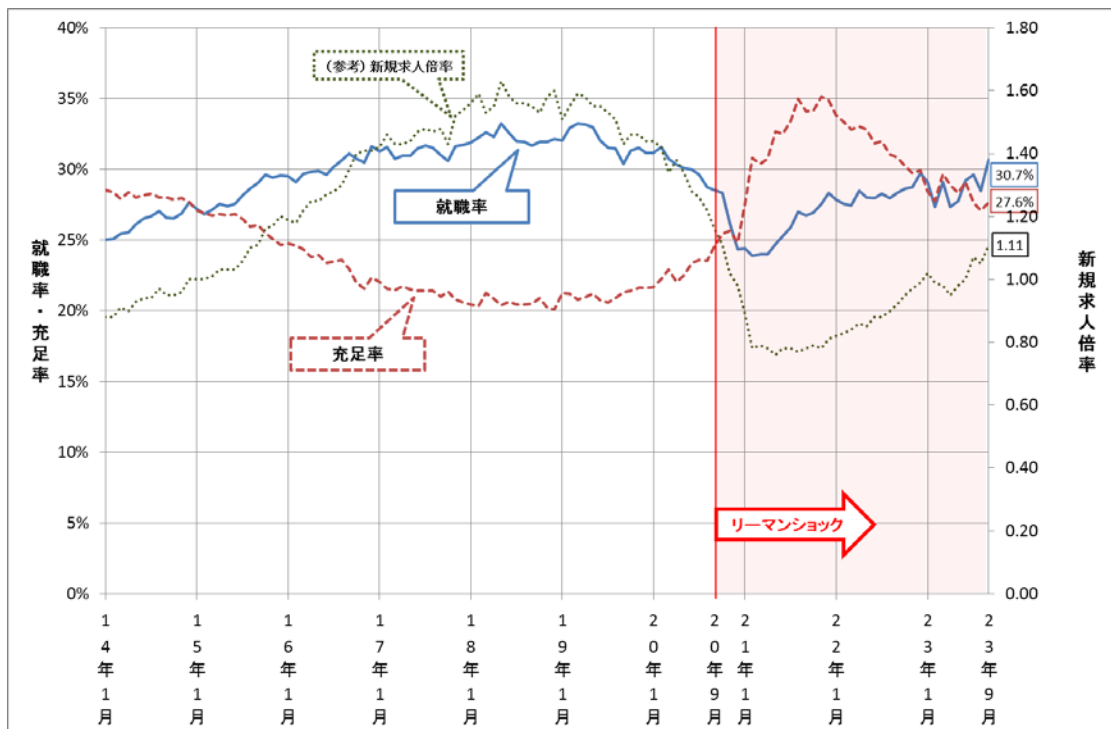
(注15) 求職者ごとに作成・管理される情報であり、当該求職者に対する職業相談の実施状況、紹介及び採否状況、職業訓練の実施状況等が記録される。

図表 I-① 完全失業率及び有効求人倍率の推移（平成 14 年 1 月～23 年 9 月）



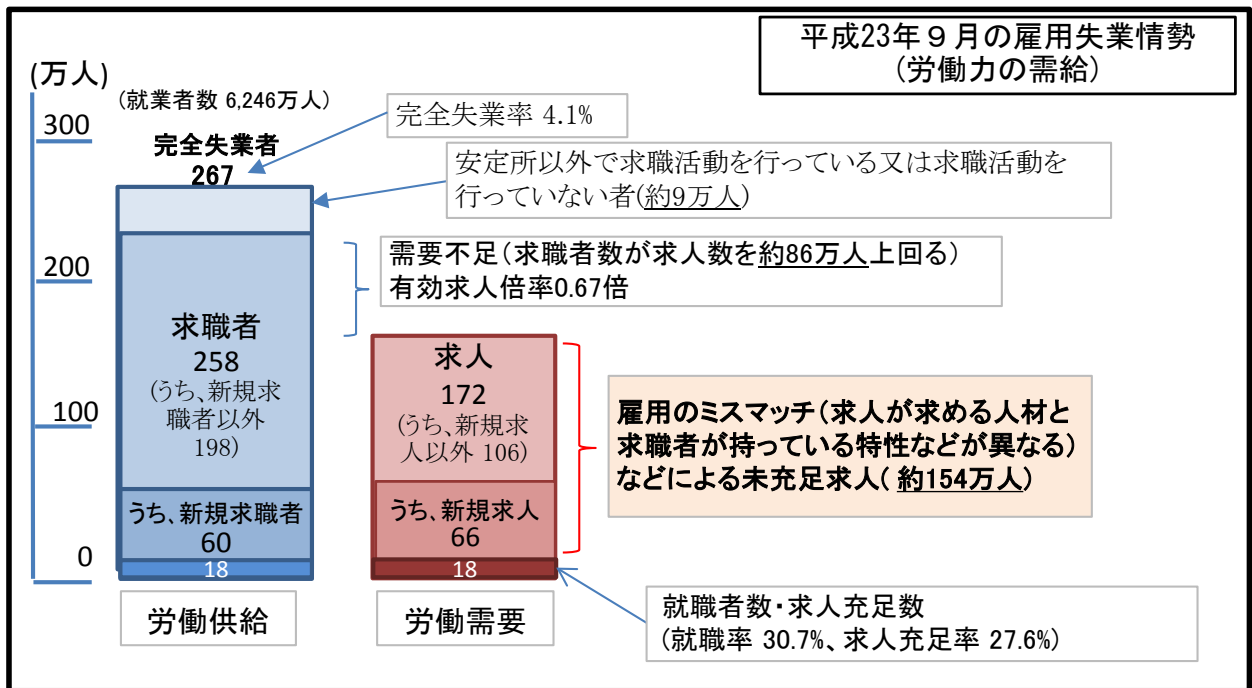
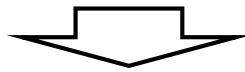
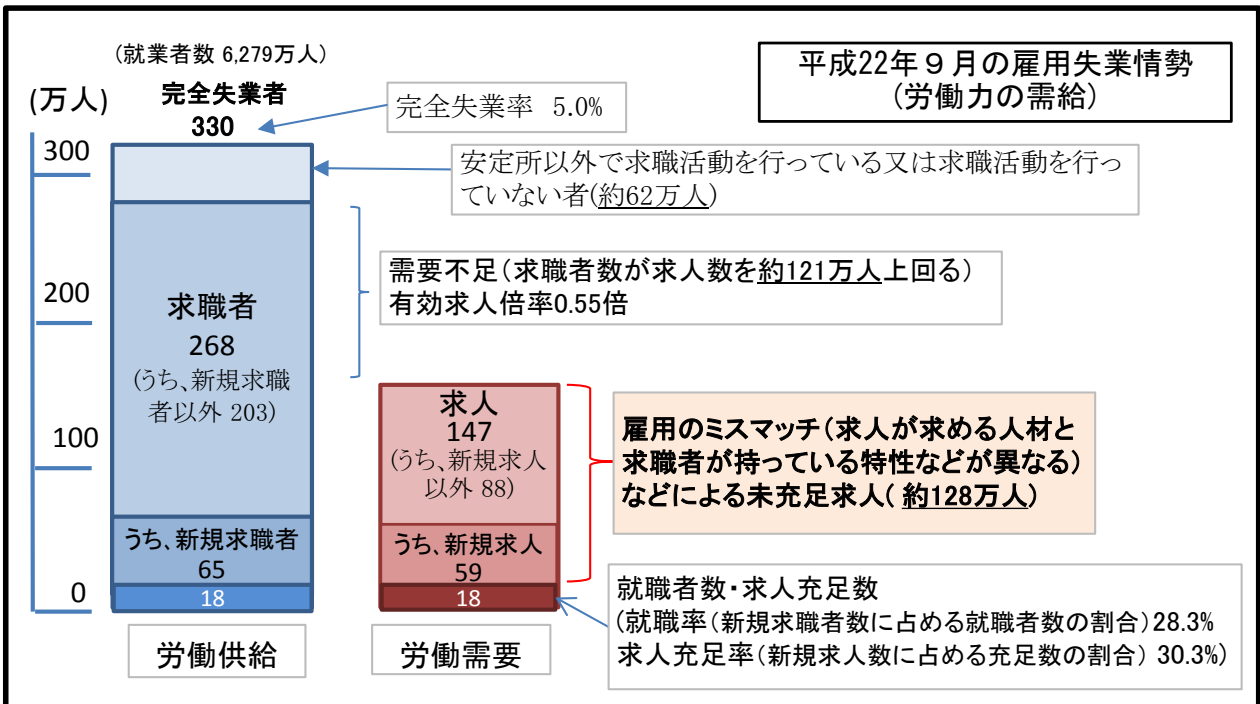
(注) 1 有効求人倍率は「職業安定業務統計」(厚生労働省)、完全失業率は「労働力調査(基本集計)平成23年9月分(速報)全国」(総務省)に基づき、当省が作成した。
 2 いずれも季節調整値である。

図表 I-② 就職率及び充足率の推移（平成 14 年 1 月～23 年 9 月）



(注) 「職業安定業務統計」(厚生労働省)に基づき、当省が作成した。

図表 I -③ 労働力の需要と供給との関係



(注) 1 厚生労働省「職業安定業務統計」に基づき作成した。説明は、当省が付した。
2 数値は、全数、季節調整値を用いた。

図表 I-④ リーマンショック前後の時点における一般職業紹介状況（全数）（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

（単位：件、人、％）

区分	新規求職申込件数	新規求人数	就職件数	新規求人倍率	就職率	充足率
平成20年5月	544,600	676,470	166,269	1.34	30.1	22.5
21年5月	625,338 (114.8)	443,386 (65.5)	155,250 (93.4)	0.76 (56.7)	24.7 (82.1)	32.7 (145.3)

(注) 1 厚生労働省の「職業安定業務統計」に基づき、当省が作成した。

2 新規求人倍率、就職率及び充足率は、季節調整値である。

3 カッコ内は、対前年度比（単位：％）である。

図表 I-⑤ 職種間ミスマッチの状況（未充足原因1）

職業区分	新規求職申込件数	有効求人倍率	充足率	就職率
A 専門的・技術的職業	1,059,178	1.08	21.8	35.6
B 管理的職業	17,754	0.48	20.5	20.0
C 事務的職業	1,932,232	0.19	46.3	18.3
D 販売の職業	869,315	0.62	20.8	21.1
E サービスの職業	606,130	1.12	22.2	35.6
F 保安の職業	56,778	2.26	27.2	87.3
G 農林漁業の職業	44,141	0.63	57.8	63.5
H 運輸・通信の職業	282,088	0.81	31.3	39.1
I 生産工程・労務の職業	2,034,115	0.37	41.1	29.4
全職種	7,490,639	0.51	30.0	25.6

(注) 1 厚生労働省の「職業安定業務統計」（平成22年度）に基づき、当省が作成した。

2 充足率は、就職件数/新規求人数、就職率は、就職件数/新規求職申込件数である。

3 全職種欄には、分類不能の職業を含む。

図表 I - ⑥ 採用条件のミスマッチの状況（未充足原因 2）

（単位：％）

区分	充足率低	充足率高
雇用形態	正社員以外(9.2)	正社員(12.5)
経験	不問(11.1)	不問以外(12.0)
書類選考	書類選考あり(9.4)	書類選考なし(13.0)
時間外労働	30～39時間(5.6)	1～9時間(17.6)
昇給	記入なし(11.0)	昇給あり(12.1)
賞与	記入なし(9.3)	賞与あり(12.4)

（注） 1 東京労働局の「採用に結びついた求人、就職の条件について—平成 19 年度関東地区における労働市場のサンプル調査結果—」（平成 19 年度 関東地域労働市場圏連絡会議 取りまとめ）に基づき、当省が作成した。

2 カッコ内は、サンプル調査の対象とされた求人に対する充足求人の割合（充足率）である。

図表 I-⑦ 事業所が採用時に重視する求職者の資質（未充足原因3）

安定所に求人申込を行ったものの未充足となった事業所が採用時に重視する求職者の資質の内訳

（単位：％）

区分	コミュニケーション能力	専門知識、専門技術、資格	積極性	経験	一般常識・教養	行動力・実行力	協調性	健康・体力	忍耐力	その他	特になし	計
すぐに充足させたい	① 52.1	③ 47.0	⑤ 32.3	② 48.6	9.2	27.0	29.8	④ 36.2	6.1	2.3	0.3	100
すぐにといいわけではないが早く充足させたい	① 44.3	② 43.7	④ 33.9	22.4	18.9	⑤ 32.4	③ 43.5	30.8	6.8	—	1.0	100
適当な人材が見つかるまでじっくり探す	④ 35.0	28.4	19.0	28.1	② 40.8	⑤ 29.9	③ 39.1	① 45.4	13.1	8.4	—	100
募集を取りやめた	34.1	21.9	34.5	70.6	18.2	7.8	49.2	35.6	13.0	4.0	0.1	100
計	43.8	39.3	29.7	38.2	20.4	27.3	37.8	36.7	8.6	3.2	0.4	100

（注）1 厚生労働省の雇用状況実態調査（平成17年度）の結果に基づき、当省が作成した。

2 本表中の番号は、重視する資質の順位である。

図表 I-⑧ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抜粋）

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 通則

（公共職業安定所）

第八条 公共職業安定所は、職業紹介、職業指導、雇用保険その他この法律の目的を達成するために必要な業務を行い、無料で公共に奉仕する機関とする。

図表 I 一⑨ 企業規模別入職経路別入職者数（平成 21 年度）

（単位：千人、％）

区分 企業規模	職業紹介機関等							縁故・出向等	計
	安定所	ハローワークイ ンターネット	民営職業紹介所	学校	広告 (注 2)	その他			
1,000 人以上	147.3(12.1)	50.7(4.1)	28.6(2.3)	12.6(1.0)	535.7(43.8)	130.1(10.6)	317.4(26.0)	1222.4(100)	
300～999 人	139.9(19.0)	24.3(3.3)	15.1(2.1)	7.2(1.0)	308.3(41.9)	85.4(11.6)	156.0(21.2)	736.2(100)	
100～299 人	247.4(25.2)	31.8(3.2)	20.0(2.0)	6.3(0.6)	325.7(33.1)	108.9(11.1)	242.9(24.7)	983.0(100)	
30～99 人	321.3(26.3)	52.8(4.3)	42.3(3.5)	10.7(0.9)	275.0(22.5)	131.2(10.7)	387.7(31.8)	1221.0(100)	
5～29 人	368.4(27.9)	54.7(4.1)	15.1(1.1)	12.9(1.0)	363.9(27.6)	146.8(11.1)	358.0(27.1)	1319.8(100)	
全企業 (官公営含む)	1286.4(22.2)	222.1(3.8)	122.1(2.1)	53.6(0.9)	1829.7(31.6)	723.5(12.5)	1548.2(26.8)	5785.6(100)	

(注) 1 厚生労働省の平成 21 年雇用動向調査結果に基づき、当省が作成した。

2 「広告」は、新聞、雑誌（求人情報誌を含む。）、チラシ、はり紙、折込広告、テレビ、ラジオなどの募集広告、インターネット・パソコン通信上の求人情報を指す。

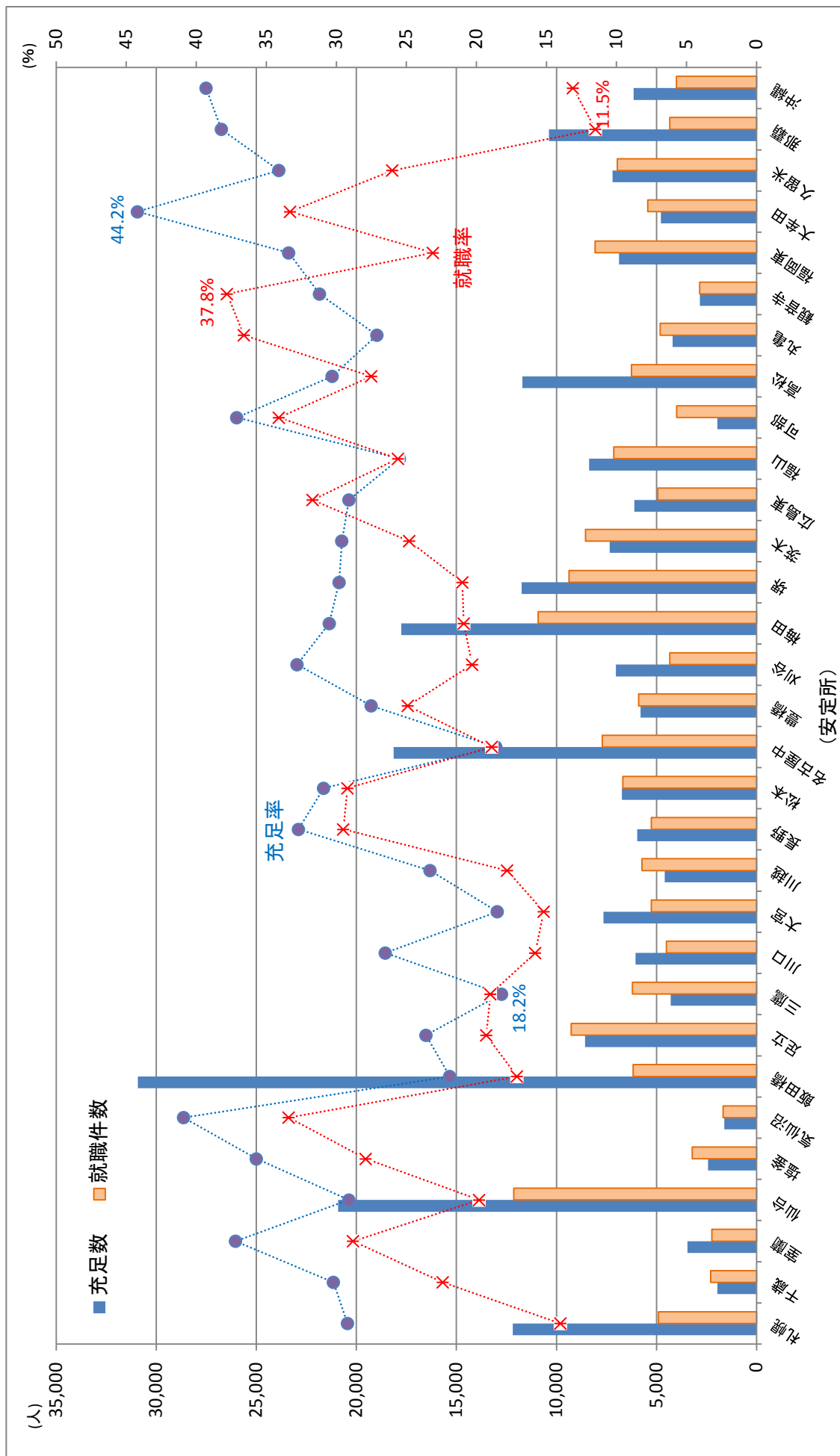
3 カッコ内は構成比。四捨五入して表記したため、合計が 100 にならない場合がある。

図表 I-⑩ 調査対象安定所における一般職業紹介状況（平成 22 年度）

安定所名	新規求 人数 (a) [人]	有効求 人数 (b) [人]	新規求 職申込 件数(c) [件]	有効求 職者数 (d) [人]	紹介件 数 (e) [件]	充足数 (f) [人]	就職件 数 (g) [件]	新規求 人倍率 (a/c) [倍]	有効求 人倍率 (b/d) [倍]	充足率 (f/a) [%]	就職率 (g/c) [%]
札幌	41,689	99,869	35,003	164,811	51,818	12,184	4,899	1.19	0.61	29.2	14.0
千歳	6,508	16,199	10,277	42,390	13,359	1,966	2,298	0.63	0.38	30.2	22.4
室蘭	9,285	22,993	7,772	33,018	9,727	3,451	2,237	1.19	0.70	37.2	28.8
仙台	71,880	179,045	61,390	285,495	117,922	20,916	12,133	1.17	0.63	29.1	19.8
塩釜	6,794	16,857	11,526	48,501	20,663	2,428	3,219	0.59	0.35	35.7	27.9
気仙沼	3,956	9,245	5,001	21,443	7,307	1,619	1,670	0.79	0.43	40.9	33.4
飯田橋	141,375	356,487	36,083	140,163	120,129	30,913	6,165	3.92	2.54	21.9	17.1
足立	36,281	91,678	48,005	210,639	134,439	8,576	9,267	0.76	0.44	23.6	19.3
三鷹	23,581	64,052	32,736	147,260	90,030	4,296	6,210	0.72	0.43	18.2	19.0
川口	22,815	59,987	28,442	136,803	52,959	6,050	4,508	0.80	0.44	26.5	15.8
大宮	41,423	115,124	34,569	170,189	52,914	7,647	5,263	1.20	0.68	18.5	15.2
川越	19,655	51,726	32,112	145,793	73,420	4,585	5,723	0.61	0.35	23.3	17.8
長野	18,268	45,067	17,846	72,621	34,629	5,969	5,262	1.02	0.62	32.7	29.5
松本	21,795	58,104	22,888	99,602	40,371	6,727	6,686	0.95	0.58	30.9	29.2
名古屋中	97,625	261,796	40,713	191,047	65,696	18,132	7,708	2.40	1.37	18.6	18.9
豊橋	21,114	56,806	23,685	100,510	40,643	5,801	5,893	0.89	0.57	27.5	24.9
刈谷	21,416	54,253	21,407	89,559	29,502	7,035	4,341	1.00	0.61	32.8	20.3
梅田	58,100	148,262	52,133	211,123	149,906	17,749	10,910	1.11	0.70	30.5	20.9
堺	39,367	101,004	44,560	202,085	94,497	11,738	9,369	0.88	0.50	29.8	21.0
茨木	24,798	64,546	34,388	153,308	83,457	7,339	8,544	0.72	0.42	29.6	24.8
広島東	20,982	53,200	15,552	86,036	31,381	6,115	4,935	1.35	0.62	29.1	31.7
福山	32,826	86,765	27,855	116,533	37,916	8,363	7,140	1.18	0.74	25.5	25.6
可部	5,290	13,141	11,723	48,236	22,918	1,960	3,993	0.45	0.27	37.1	34.1
高松	38,581	95,335	22,765	97,770	36,514	11,701	6,252	1.69	0.98	30.3	27.5
丸亀	15,452	40,389	13,183	50,950	24,364	4,191	4,822	1.17	0.79	27.1	36.6
観音寺	9,094	22,974	7,514	28,157	11,863	2,833	2,841	1.21	0.82	31.2	37.8
福岡東	20,570	51,090	35,021	159,120	70,587	6,880	8,073	0.59	0.32	33.4	23.1
大牟田	10,819	26,724	16,348	68,373	29,012	4,783	5,443	0.66	0.39	44.2	33.3
久留米	21,074	53,522	26,699	105,578	47,189	7,192	6,955	0.79	0.51	34.1	26.0
那覇	27,151	68,119	37,818	168,078	32,880	10,373	4,337	0.72	0.41	38.2	11.5
沖縄	15,637	36,952	30,582	130,327	25,376	6,149	4,002	0.51	0.28	39.3	13.1
調査対象安定所計	945,201	2,421,311	845,596	3,725,518	1,653,388	255,661	181,098	1.12	0.65	27.0	21.4
(参考1)全国計	6,394,145	16,164,739	7,490,639	31,610,007	14,356,314	1,918,406	1,918,406	0.85	0.51	30.0	25.6
(参考2)平成 21 年度	867,632	2,236,298	1,005,531	4,296,459	2,116,923	244,727	210,147	0.83	0.50	28.2	20.9

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、パートタイムを含む常用雇用に係る数値である。
 3 本表は出張所、分室及び付属施設を含んだ数値である。

図表 I - ① 調査対象安定所の充足率・就職率・就職件数（平成22年度）



(注) 当省の調査結果による。

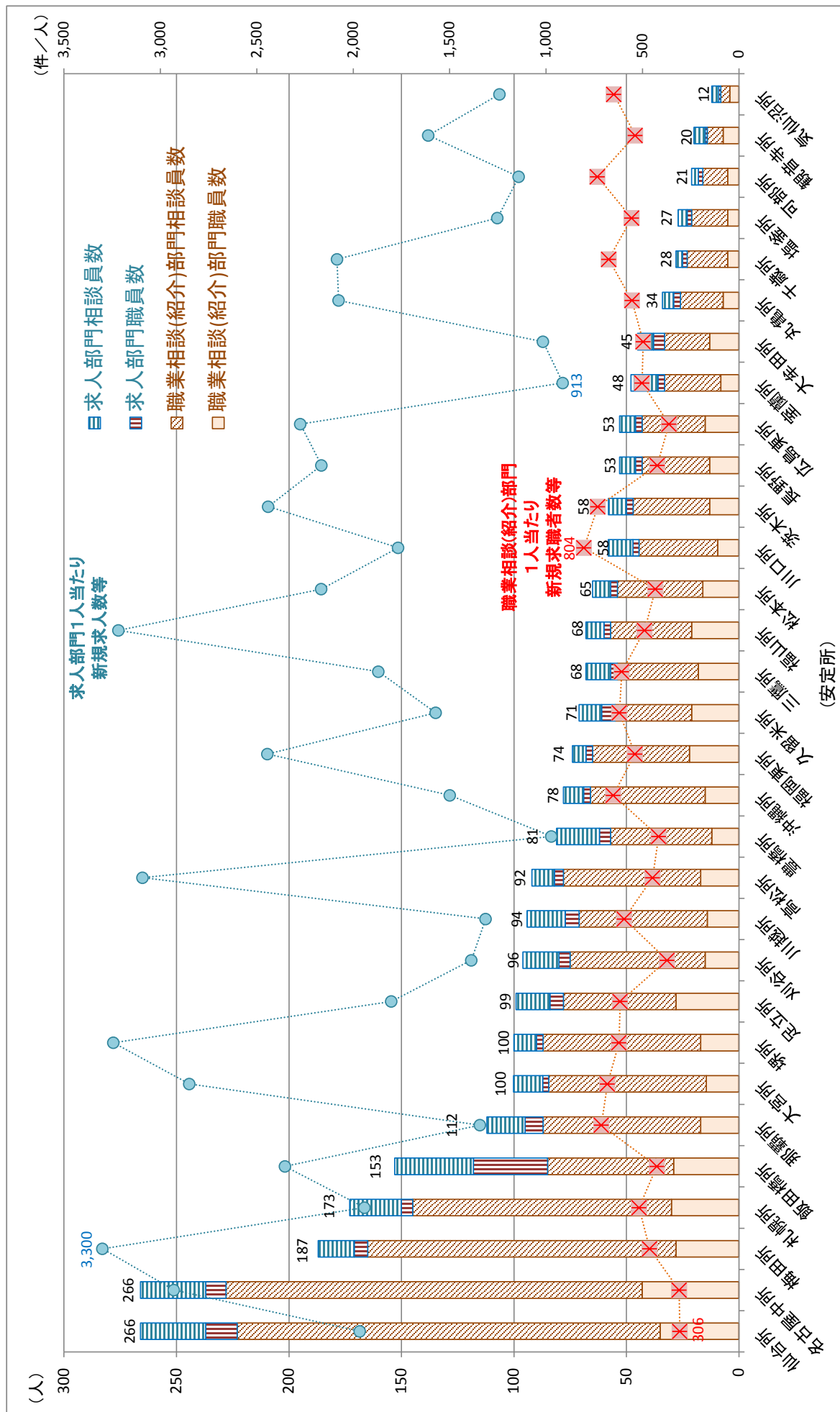
図表 I - ⑫ 労働局及び安定所における数値目標とその達成状況（平成22年度）

（単位：%）

区分	就職率			求人充足率		
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
全国	26以上	25.6	98.5%	31以上	30	96.8%
北海道労働局	23以上	23.1	100.4%	38以上	32.5	85.6%
札幌所	15.7	16	101.9%	33.4以上	29.2	87.4%
千歳所	25	23.3	93.2%	37.6以上	31.2	83.0%
室蘭所	28.7	33.6	117.1%	42.1以上	36.7	87.2%
宮城労働局	26	24.6	94.6%	34	33.1	97.4%
仙台所	22.7	19.2	84.6%	30.9	29.1	94.2%
塩釜所	27	27.9	103.3%	31	35.7	115.2%
気仙沼所	31	33.4	107.7%	44.2	40.9	92.5%
東京労働局	19	18.1	95.3%	22.2	22.2	100.0%
飯田橋所	17.3	16.2	93.6%	20.2	21.9	108.4%
足立所	20	19.3	96.5%	26	23.6	90.8%
三鷹所	18.9	19	100.5%	21.9	18.2	83.1%
埼玉労働局	19	19.8	104.2%	27.1	24.3	89.7%
川口所	18.7	17.9	95.7%	28	26.5	94.6%
大宮所	15.7	16	101.9%	20.8	18.5	88.9%
川越所	17.7	17.8	100.6%	25.2	23.3	92.5%
長野労働局	27以上	30.6	113.3%	37以上	32	86.5%
長野所	26.9	29.5	109.7%	37.2	32.7	87.9%
松本所	25.9以上	29.2	112.7%	34.5以上	30.9	89.6%
愛知労働局	24	22.4	93.3%	24	22.5	93.8%
名古屋中所	24	18.7	77.9%	21	18.6	88.6%
豊橋所	25	24.9	99.6%	30	27.5	91.7%
刈谷所	21	21.1	100.5%	29	32.8	113.1%
大阪労働局	23.5	22.4	95.3%	33	29.5	89.4%
梅田所	21.1	19.6	92.9%	34.7	30.5	87.9%
堺所	24	22.5	93.8%	34.2	30.2	88.3%
茨木所	26	24.8	95.4%	31	29.6	95.5%
広島労働局	29.2以上	31.4	107.5%	29.6以上	28.0	94.6%
広島東所	27.3	31.7	116.1%	30	29.1	97.0%
福山所	25.1	25.6	102.0%	27	25.5	94.4%
可部所	31.2	34.1	109.3%	35.9	37.1	103.3%
香川労働局	32.5以上	32.7	100.6%	33.6以上	30.2	89.9%
高松所	29以上	28.9	99.7%	34.3以上	30.3	88.3%
丸亀所	34.8以上	36.3	104.3%	28.2以上	27.1	96.1%
観音寺所	37.6	37.8	100.5%	35.3	31.2	88.4%
福岡労働局	25以上	24.8	99.2%	37以上	32.3	87.3%
福岡東所	20.7	23.1	111.6%	40	33.4	83.5%
大牟田所	31	33.3	107.4%	44.5	44.2	99.3%
久留米所	26.7	26.8	100.4%	37.5	35.4	94.4%
沖縄労働局	22.5以上	17.9	79.6%	47.7以上	38.2	80.1%
那覇所	20.6以上	16.6	80.6%	47.1以上	38.2	81.1%
沖縄所	22.1以上	16.9	76.5%	47.3以上	39.3	83.1%

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 数値目標及び実績は、各安定所本所に係る数値である。
 3 就職率及び充足率は、常用雇用に係る数値である。
 4 網掛け部分は達成率が100%以上のものである。

図表 I - ⑬ 調査対象安定所(31)の職業相談・求人部門の職員(相談員)配置数(平成22年度)



(注)当省の調査結果による。

図表 I-⑭ 調査対象安定所における職業紹介関係業務量の比較（平成22年度）

（単位：人）

区分	職業相談(紹介)部門					求人部門								
	正規職員数 a	相談員数 b	計 c (a+b)	新規求職者数 d	職業紹介件数 e	職員1人当たり 新規求職者数 f (d/c)	職員1人当たり 職業紹介件数 g (e/c)	正規職員数 h	相談員数 i	計 j (h+i)	新規求人数 k	雇用保険適用 事業所数 l	職員1人当 り新規求人数 m (k/l)	職員1人当 り事業所数 n (l/j)
札幌所	30	115	145	75,031	149,699	517	1,032	5	23	28	54,369	15,302	1,942	547
千歳所	5	18	23	15,528	16,588	675	721	2	3	5	10,420	2,782	2,084	556
室蘭所	8	25	33	16,577	22,124	502	670	3	12	15	13,694	3,469	913	231
仙台所	35	188	223	68,291	196,086	306	879	14	29	43	84,544	19,601	1,966	456
塩釜所	5	16	21	11,673	21,927	556	1,044	2	4	6	7,511	2,291	1,252	382
気仙沼所	4	4	8	5,185	8,915	648	1,114	1	3	4	4,964	1,569	1,241	392
飯田橋所	29	56	85	36,167	126,565	425	1,489	33	35	68	160,063	60,355	2,354	888
足立所	28	50	78	48,050	140,063	616	1,796	6	15	21	37,858	13,525	1,803	644
三鷹所	18	36	54	32,805	95,036	608	1,760	3	11	14	26,169	7,400	1,869	529
川口所	9.4	35	44.4	35,687	79,070	804	1,781	2.7	11	13.7	24,211	9,643	1,767	704
大宮所	14.5	70	84.5	57,614	130,615	682	1,546	2.7	13	15.7	44,739	10,949	2,850	697
川越所	14	57	71	42,253	97,688	595	1,376	6.2	17	23.2	30,470	8,269	1,313	356
長野所	13	30	43	18,192	37,255	423	866	3	7	10	21,649	5,339	2,165	534
松本所	16	38	54	23,372	42,880	433	794	3	8	11	23,821	6,837	2,166	622
名古屋中	43	185	228	70,654	135,390	310	594	9	29	38	111,327	23,839	2,930	627
豊橋所	12	45	57	23,704	43,295	416	760	5	19	24	23,328	6,206	972	259
刈谷所	15	60	75	27,895	44,348	372	591	5	16	21	29,136	7,064	1,387	336
梅田所	28	137	165	76,421	231,754	463	1,405	6	16	22	72,603	22,430	3,300	1,020
堺所	17	70	87	54,127	124,776	622	1,434	3	10	13	42,171	11,273	3,244	867
茨木所	13	34	47	34,402	87,746	732	1,867	3	8	11	26,845	7,704	2,440	700
広島東所	15	28	43	15,570	32,750	362	762	3	7	10	22,746	6,840	2,275	684
福山所	21	36	57	27,896	40,077	489	703	3	8	11	35,394	8,343	3,218	758
可部所	5	11	16	11,732	23,799	733	1,487	2	3	5	5,707	2,253	1,141	451
高松所	17	61	78	34,904	66,975	447	859	4	10	14	43,288	8,986	3,092	642
丸亀所	7	19	26	14,418	26,672	555	1,026	3	5	8	16,606	2,925	2,076	366
観音寺所	7	7	14	7,529	12,369	538	884	1	5	6	9,662	2,044	1,610	341
福岡東所	22	43	65	35,044	71,985	539	1,107	3	6	9	22,003	6,678	2,445	742
大牟田所	13	20	33	16,367	30,648	496	929	5	7	12	12,189	3,457	1,016	288
久留米所	21	34	55	34,095	59,494	620	1,082	6	10	16	25,148	7,354	1,572	460
那覇所	17	70	87	62,098	89,806	714	1,032	8	17	25	33,574	12,170	1,343	487
沖繩所	15	51	66	43,010	29,638	652	449	3	9	12	17,992	6,097	1,499	508

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 新規求職者数等の数値は、一般（常用及び臨時・季節雇用）に係る数値である。
 3 各安定所の数値には、出張所、分室及び附属施設分を含む。
 4 雇用保険適用事業所数は、平成23年3月末時点である。

図表 I-⑮ 東日本大震災被災者に係る職業紹介の留意事項（平成 23 年 4 月 5 日付け職首発 0405 第 1 号
職業安定局首席職業指導官通知別添）（抜粋）

1 被災者である求職者の求職受理等の留意事項

新規に求職申込みを受けた求職者が震災の被災者である可能性がある場合の求職受理と職業相談については、「一般職業紹介業務取扱要領」（以下「紹介要領」という。）によるほか、特に次の点について確認をするとともに、丁寧な職業相談を行う。また震災前に求職受理をしていた有効求職者についても、職業相談等の中で被災者である求職者に該当する可能性が判明した場合、これらの確認と職業相談を改めて行う。

なお、確認された内容は、求職申込書（求職票）の所定欄に付記するか、システムの求職管理情報に記録をする。

(1) 現在の本人の状況の確認

① 現在の住所・居所

現在、避難所等や親戚・知人宅等を居所とする場合は、「住所」欄に震災前の住所を記載するとともに、その避難所等の名称や親戚・知人等の氏名及びその所在地を付記する。

② 離職等の状況

事業所の廃業・事業停止等による離職、農林漁業等からの離職又は内定取消しなど、求職申込みを行うに至った離職等の状況及び就業していた市町村名（内定取消し者にあつては就業が予定されていた事業所の所在する市町村名）を確認し、求職申込書の「退職の理由」欄に記入する。なお、事業所の一時休業により求職申込みをしてきた場合、事業再開までの一時的就業先を希望するのか転職を希望するのかを確認する。

(2) 求職希望条件の確認

① 希望勤務地

就職を希望する地域について確認する。これについては、被災地域内やその近隣地域内では就業先の確保が期待できない場合も多いと考えられることから、遠隔地への就職の必要性についても相談を行い、仮に遠隔地へ就職することとなった場合にどの地域範囲までであれば可能であるか、具体的な希望地域があるかなどを確認する。また、遠隔地への就職ができない状況にある場合は、その事情を確認する。

② 遠隔地就職の場合の条件

仮に遠隔地に就職する場合、出稼的な就業か、あるいは住居自体を当該遠隔地へ移転させた上で就業するか、遠隔地への家族の帯同があるかどうかなど、その条件を確認する。

③ 住居確保の必要性

震災により自宅や賃貸住宅等の住居を失い、就業先の確保とあわせて新たな住居の確保が必要な者については、寮・社宅付きや住込の求人を希望するかどうかを確認する。希望しない場合は、どのような方法で住居を確保しようと考えているかについて確認する。

(3) 職業相談

① 心理的支援

職業相談に当たっては、被災者である求職者の心理状態に最大限の配慮を行い、きめ細かく丁寧な支援を行う。必要に応じて、保健師や臨床心理の専門家などによる専門相談に誘導する。

② 遠隔地の労働市場情報・求人情報等の提供

遠隔地に就職する可能性がある場合、遠隔地への就職活動について可能なかぎり現実的な判断が可能となるよう、本人が希望する遠隔地または想定される遠隔地の労働市場情報や具体的な求人情報を本人に提供する。

また、当該遠隔地の生活関連情報についても、当該遠隔地の安定所や労働局に照会することにより可能な範囲で提供を行う。

③ 住居の確保に関する相談

震災により住居を喪失したため、就業先の確保と併せて住居の確保が必要な求職者については、地域の状況に応じて、雇用促進住宅の利用可能状況や地方自治体が準備している被災者を

対象とした住宅の確保の状況に関する情報を提供するとともに、担当機関に誘導する。

2～5 (略)

6 被災者である求職者に係る広域職業紹介の留意事項

被災者である求職者に対する広域職業紹介については、紹介要領の第4部第2「広域職業紹介」に示すところにより実施する。具体的には次のような手法により実施する。

- ① 他所求人の検索（紹介要領第4部第2の2(1)参照）
例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の地域の求人を検索し職業紹介を行うなど。
- ② 他所への紹介依頼（紹介要領第4部第2の2(2)参照）
例えば、被災地域の安定所において、被災地域以外の安定所に対して被災者である求職者の紹介を依頼するなど。
- ③ 他所への充足依頼（紹介要領第4部第2の2(3)参照）
例えば、被災者である求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が被災地域の安定所に対して充足依頼を行うなど。
- ④ 他所求職の検索（紹介要領第4部第2の2(4)参照）
例えば、被災者である求職者の雇入れについて優先的な取扱いあるいは一定の配慮を行う意向のある求人について、被災地域以外の安定所が、それに適合する被災者である求職者を検索し、その結果に基づいて当該求職者の登録している安定所にリクエスト紹介を依頼する。あるいは当該被災地域以外の安定所自体において当該求職者に対するリクエスト紹介を行うなど。

(注) 下線は、当省が付した。